

年金記録相談等において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合が適切に行われていなかったため、老齢厚生年金等が適正に支給されないなどして不当

1 件 不当金額(支出) 1 億 5 8 0 0 万円

1 年金記録の基礎年金番号への統合に係る処理の概要

厚生労働省は、厚生年金保険の年金記録に係る事務を日本年金機構（以下「機構」という。）に委託している。そして、機構の年金事務所等は、基礎年金番号以外の年金手帳等の記号番号（以下「手帳番号」という。）に係る年金記録が判明した場合は、当該年金記録を基礎年金番号に統合することとされており、このような場合には、年金受給者等からの届出を受けることなく統合の処理を行うこととしている。ただし、氏名の変更（訂正）及び生年月日の訂正の処理が必要な場合は、年金受給者等からこれらに係る変更又は訂正の届出を受けた上で上記統合の処理を行うこととしている。

年金事務所等は、年金記録相談又は未統合記録の一部を記載した「年金記録の確認のお知らせ（黄色い封筒）」（以下「黄色便」という。）により、年金受給者等の手帳番号の年金記録が判明した場合には、これを基礎年金番号に統合するなどした上で、その結果を年金受給者等に回答する。ただし、年金記録の統合により年金受給者の年金額に影響がある場合、年金事務所等は、その年金受給者から年金記録の訂正及び年金額の再裁定に係る申出書（以下「年金再裁定申出書」という。）を提出してもらうなどして、年金記録の統合及び年金の再裁定を行う。

2 検査の結果

本院は、年金記録相談において判明した年金記録について基礎年金番号への統合が適切に行われていないなどしている事態を平成20年度決算検査報告に不当事項として掲記した。これに対し、厚生労働省は、本院が指摘した事案について統合処理等を進めるとしていた。

検査したところ、117年金事務所等において、①平成20年度決算検査報告に掲記した年金受給者等について、本院が22年5月及び6月に実施した会計実地検査時点においても依然として基礎年金番号への統合を行っていないなどしたり（565人、678件）、②年金記録相談において、届け書又は年金再裁定申出書が未提出となっている年金受給者等に対し、これを提出するよう勧奨するなどの基礎年金番号への統合に向けた処理を行っていないなどしたり（365人、421件）していた。また、③黄色便を送付した年金受給者等本人の年金記録であると判明していて速やかに基礎年金番号に統合する必要があるのに、事務処理が遅滞しているとして統合を行っていないなどしたり、年金再裁定申出書を提出していない者の把握が十分でなく、この者に対し提出を勧奨するなど統合に向けた処理を行っていないなどしたりしていた（2,322人、2,702件）。

上記の計3,252人（3,801件）について、年金記録を基礎年金番号に統合する必要があったのに、これを行っておらず、その結果、老齢厚生年金等158,006,627円が年金受給者等2,413人（2,779件）に適正に支給されないなどしているのは適切でなく、不当と認められる。その内訳は次のとおりである。

前記①に係る年金受給者等	103人	139件	そ及して支給される年金の見込額	42,008,936円
前記②に係る年金受給者等	92人	102件	年金支給見込額の増加額（年額）	9,309,250円
	7人	7件	そ及して支給される年金の見込額	2,034,098円
前記③に係る年金受給者等	2,218人	2,538件	年金支給見込額の増加額（年額）	104,654,343円